

# 平成26年度から多面的機能支払交付金が始まります。

## 多面的機能支払交付金の創設

- これまでの「農地・水保全管理支払交付金」は、「多面的機能支払交付金」へ変わります。
- 平成27年度からは、法律に基づいた制度となります。

## 多面的機能支払交付金の構成

「農地維持支払交付金」と「資源向上支払交付金」の2つの支払から構成されています。

### 【農地維持支払交付金】多面的機能を支える共同活動を支援

- (1) 地域資源（農地，水路，農道等）の基礎的な保全活動
- (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

【活動例】



施設の点検



年度活動計画の策定



水路の泥上げ



農道の路面維持

### 【資源向上支払交付金】地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

- (1) 地域資源（農地，水路，農道等）の質的向上を図る共同活動

①施設の軽微な補修等

②農村環境保全活動

【活動例】

【活動例】



ひび割れの補修



農道の部分補修



植栽活動



水田魚道の設置

③多面的機能の増進を図る活動

遊休農地の有効活用や農村文化の伝承活動など

- (2) 施設の長寿命化のための活動

①施設の補修・更新等

【活動例】



未舗装農道の舗装



水路の更新

# 水土里サークル活動に関するポイント

※「水土里サークル活動」は、本県の多面的機能支払交付金を活用した取組の愛称です。

## ポイント1 従来の農地・水保全管理支払の活動内容は全て継承！

交付金の名称や交付金額など一部の制度は変わりますが、これまで水土里サークル活動として取り組まれてきた活動は引き続き支援の対象となります。



遊休農地となるおそれのある農用地の草刈り作業



側溝の泥上げ



共同作業による砂利の敷き均し



水路の補修

## ポイント2 農業者のみでも取り組める制度へ

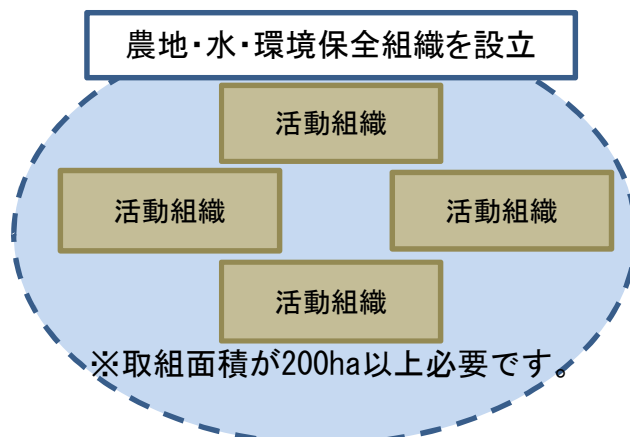
農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動を支援する農地維持支払は、農業者のみの組織でも取組が可能です。

## ポイント3 支援単価が増額

水土里サークル活動に取り組んでいた組織は、これまでの支援単価よりも増額されます。

農地・水保全管理支払	→	多面的機能支払
共同活動 田4,400円 畑2,800円 草地 400円	+	農地維持 田3,000円 畑2,000円 草地 250円
向上活動 田4,400円 畑2,000円 草地 400円	+	資源向上 田2,400円 畑1,440円 草地 240円
		<b>合計 田5,400円</b> <b>          畑3,440円</b> <b>          草地 490円</b>
		資源向上（長寿命化）田4,400円 畑2,000円 草地 400円

## ポイント4 広域組織としての取組で、組織事務の効率化



- 【メリット】
- 複数の集落（活動組織）の申請・報告等の事務を一本化することで負担軽減
  - 各集落間の予算流用など、柔軟な予算活用が可能
  - 照会窓口が1本となり、市町村の指導・支援業務の負担軽減
  - リーダー不在の地域でも取組可能
- ※県内の保全組織数は、19組織

## 5 地域の工夫で様々な特色ある取組ができます。

水土里サークル活動は、活動組織内での合意形成のもと、地域の特性を生かした様々な活動が可能です。その一部を紹介します。



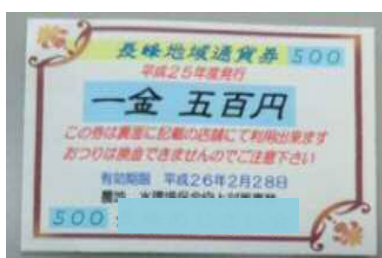
【防風林・防風ネットの設置】  
農地等からの砂塵飛散の防止



【カバープランツの設置】  
管理作業の省力化



【防草シートの設置】  
管理作業の省力化



【地域通貨券の発行】  
地域活性化に貢献



【農業用水の反復利用】  
反復利用のためのポンプ設置



【法面の小段設置】  
法面管理のための安全対策

## 6 交付金の対象となる活動が拡充されました。

多面的機能支払では、新たに対象活動が追加されました。その一部を紹介します。



【多面的機能の増進を図る活動】

- 鳥獣被害防止のための農地周りの伐採
- 農業に由来する伝統文化の継承 等



田植え交流会での田植え唄



【鳥獣害防護柵の設置】  
鳥獣害対策のための防護柵設置等



【暗きょ排水の補修設置、客土・心土破碎の施工】  
遊休農地発生防止のための取組



【給水栓の補修・更新】  
突発的な破損への対応

具体的な取組・要件等については、市町村、県地域振興局及び鹿児島県水土里サークル活動支援協議会にお問い合わせください。

# 多面的機能支払に取り組むまでの流れ

## 1 組織の設立

- ① 対象地域の設定
  - ・集落単位・集落営農単位・水系単位・ほ場整備事業などの事業地区単位等
- ② 構成員のとりまとめ
  - ・農地維持支払は，農業者のみの参加でOK
  - ・資源向上支払は，農業者及び地域住民の参加が必要
- ③ 規約（案）・協定書（案）の作成
  - ・ひな形使用で，容易に作成可能
- ④ 活動計画書（案）の作成
  - ・組織として保全管理する農用地・農業用施設を設定し，それぞれの施設の取組内容や取組時期を計画する
  - ・ひな形使用で，容易に作成
- ⑤ 総会の開催
  - ・案として作成した規約，協定，計画書を，組織の総会で審議

## 2 市町村と協定の締結

多面的機能支払交付金の取組が円滑に実施されるよう市町村長と協定を結ぶ必要があります。

## 3 採択申請

- ・水土里サークル活動支援協議会へ申請書類を提出
- ・平成26年度は，12月25日まで採択申請が可能

## 4 活動の実施

計画書に基づき，農地・農業用施設の保全活動などを実施

【 お問い合わせ先 】

- 鹿児島県水土里サークル活動支援協議会 事務局  
（鹿児島県土地改良事業団体連合会 事業部農村整備課）  
TEL 099-223-6135 FAX 099-224-6228
- 市町村及び県地域振興局農村整備課